第 20 回サステナビリティ基準委員会

資料番号 審議事項 A1-7

日付 2023 年 9 月 5 日

プロジェクト	**IFRS S1 号に相当する基準の開発**
項目	**重要性がある情報の識別及び開示**

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準における**重要性がある情報の識別及び開示**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連する論点として、第 8 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 2 月 2 日開催）において、「『重要性がある（material)』の定義」について、IFRS S1 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月に IFRS S1 号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 14 項参照)。

   日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のことを定める。

   (1) 情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれるかどうかを評価するにあたり、それらの利用者の特性及び企業自身の状況を考慮しなければならない。

   (2) 重要性の判断は企業に固有のものである。したがって、重要性についての統一的な量的閾値を特定することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはしない。

   (3) サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある情報を識別するため、まず、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるサステナビリティ開示基準の要求事項を適用しなければならない。サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるサステナビリティ開示基準が存在しない場合、ガイダンスの情報源に関する要求事項を適用しなければならない。それらの情報源は、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連性がある場合がある指標、

特定の産業に関連性がある場合がある指標、又は特定の状況において関連性がある場合がある情報（指標を含む。）を特定している。

(4) 本項(3)に従い識別した情報が、個別に又は他の情報と組み合わせて、企業のサステナビリティ開示全体の文脈において重要性があるかどうかを評価しなければならない。情報に重要性があるかどうかを評価するにあたり、定量的要因及び定性的要因の両方を考慮しなければならない。

(5) 結果が不確実な、将来起こり得る事象に関する情報に重要性があるかどうかを判断するにあたり、次のすべてを考慮しなければならない。

① 短期、中期及び長期にわたり、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する事象の潜在的な影響（「考えられる結果」という。）

② 考えられる結果の範囲及びその範囲内での考えられる結果の発生可能性

(6) 状況及び仮定の変化を考慮し、各報告日において重要性の判断を再評価しなければならない。個別の状況又は外部環境の変化により、過去の期間の企業のサステナビリティ開示に含まれていた一部の種類の情報が、もはや重要性がない場合がある。逆に、過去に開示されていなかった一部の種類の情報に重要性があるようになる場合がある。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、重要性がある情報の識別に関して次のように定めている（和訳は事務局による仮訳）。

B16	Assessing whether information could reasonably be expected to influence the decisions made by primary users requires consideration of the characteristics of those users and of the entity’s own circumstances. 情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれるかどうかを評価するにあたり、それらの利用者の特性及び企業自身の状況を考慮することが要求される。
B19	Materiality judgements are specific to an entity. Consequently, this Standard does not specify any thresholds for materiality or predetermine what would be material in a particular situation. 重要性の判断は企業に固有のものである。したがって、本基準では、重要性についての統一的な量的閾値を特定することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはしていない。
B20	To identify material information about a sustainability-related risk or opportunity, an entity shall apply, as the starting point, the requirements of the IFRS Sustainability Disclosure Standard that specifically applies to that sustainability-related risk or opportunity. In the absence of an IFRS Sustainability Disclosure Standard that specifically applies to a

sustainability-related risk or opportunity, the entity shall apply the requirements on sources of guidance specified in paragraphs 57–58. Those sources specify information, including metrics, that may be relevant to a particular sustainability-related risk or opportunity, to a particular industry or in specified circumstances.

サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある情報を識別するために、企業は、出発点として、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項を適用しなければならない。サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は第 57 項から第 58 項に定めるガイダンスの情報源に関する要求事項を適用しなければならない。それらの情報源は、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連性がある場合がある指標、特定の産業に関連性がある場合がある指標、又は特定の状況において関連性がある場合がある情報（指標を含む。）を特定している。

B21 An entity shall assess whether the information identified in applying paragraph B20, either individually or in combination with other information, is material in the context of the entity's sustainability-related financial disclosures taken as a whole. In assessing whether information is material, an entity shall consider both quantitative and qualitative factors. For example, an entity might consider the magnitude and the nature of the effect of a sustainability-related risk or opportunity on the entity.

企業は、B20 項を適用した結果識別された情報が、個別に又は他の情報と組み合わせて、企業のサステナビリティ関連財務開示全体の文脈において重要性があるかどうかを評価しなければならない。情報に重要性があるかどうかを評価するにあたり、企業は定量的要因及び定性的要因の両方を考慮しなければならない。例えば、企業は、当該企業に対するサステナビリティ関連のリスク又は機会の影響の規模及び性質を考慮する場合がある。

B22 In some cases, IFRS Sustainability Disclosure Standards require the disclosure of information about possible future events with uncertain outcomes. In judging whether information about such possible future events is material, an entity shall consider:

(a) the potential effects of the events on the amount, timing and uncertainty of the entity's future cash flows over the short, medium and long term (referred to as 'the possible outcome'); and

(b) the range of possible outcomes and the likelihood of the possible outcomes within that range.

場合によっては、「IFRS サステナビリティ開示基準」は、結果が不確実な、将来起こり得る事象に関する情報開示を要求する。そのような将来起こり得る事象に関する情報に重要性があるかどうかを判断するにあたり、企業は次のすべてを考慮しなければならない。

(a) 短期、中期及び長期にわたり、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する事象の潜在的な影響（「考えられる結果」という。）

(b) 考えられる結果の範囲及びその範囲内での考えられる結果の発生可能性

B23 When considering possible outcomes, an entity shall consider all pertinent facts and circumstances. Information about a possible future event is more likely to be judged as being material if the potential effects are significant and the event is likely to occur. However, an entity shall also consider whether information about low-probability and high-impact outcomes might be material either individually or in combination with information about other low-probability and high-impact outcomes. For example, an entity might be exposed to several sustainability-related risks, each of which could cause the same type of disruption—such as disruption to the entity's supply chain. Information about an individual source of risk might not be material if disruption from that source is highly unlikely to occur. However, information about the aggregate risk—the risk of supply chain disruption from all sources—might be material.

考えられる結果を考慮するにあたり、企業はすべての関連する事実及び状況を考慮しなければならない。将来起こり得る事象に関する情報は、潜在的な影響が重大であり、その事象が発生する可能性が高い場合、重要性があると判断される可能性がより高くなる。ただし、企業は、発生可能性は低いもののインパクトの大きい結果に関する情報が、個別に又は他の発生可能性は低いもののインパクトの大きい結果に関する情報と組み合わせて、重要性がある場合があるかどうかも考慮しなければならない。例えば、企業は複数のサステナビリティ関連のリスクにさらされている場合があるが、それらのリスクはそれぞれ企業のサプライ・チェーンの混乱のように、同じ種類の混乱を引き起こす可能性がある。個々のリスクの源泉に関する情報は、そのリスクの源泉により混乱が発生する可能性が極めて低い場合、重要性がない場合がある。しかし、集約されたリスク（すべての源泉からのサプライ・チェーンの混乱のリスク）に関する情報は重要性がある場合がある。

B24 If a possible future event is expected to affect an entity's cash flows, but only many years in the future, information about that event is usually less likely to be judged material than information about a possible future event with similar effects that are expected to occur sooner. However, in some circumstances, an item of information could reasonably be expected to influence primary users' decisions regardless of the magnitude of the potential effects of the future event or the timing of that event. For example, this might happen if information about a particular sustainability-related risk or opportunity is highly scrutinised by primary users of an entity's general purpose financial reports.

将来起こり得る事象が企業のキャッシュ・フローに影響を与えることが見込まれるものの、それが何年も先のことである場合、通常、その事象に関する情報は、より早く発生することが見込まれる同様の影響を伴う将来起こり得る事象に関する情報よりも重要性があると判断される可能性は低い。ただし、状況によっては、将来の事象の潜在的な影響の規模又はその事象の発生時期に関係なく、情報項目が主要な利用者の決定に影響を与えることが合理的に見込まれることがある。例えば、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報が、企業の一般目的財務報告書の主要な利用者によって厳しく精査されている場合、これが発生する場合がある。

B28 An entity shall reassess its materiality judgements at each reporting date to take account of changed circumstances and assumptions. Because of changes in the entity's individual circumstances, or in the external environment, some types of information included in an entity's sustainability-related financial disclosures for prior periods might no longer be material. Conversely, some types of information not previously disclosed might become material.

企業は状況及び仮定の変化を考慮し、各報告日時点で重要性の判断を再評価しなければならない。企業の個別の状況又は外部環境の変化により、過去の期間の企業のサステナビリティ関連財務開示に含まれていた一部の種類の情報が、もはや重要性がない場合がある。逆に、過去に開示されていなかった一部の種類の情報に重要性があるようになる場合がある。

公開草案に対する当委員会のコメント

5. IFRS S1 号の公開草案 BC71 項では、サステナビリティ情報に関しての重要性(materiality)の判断は一般目的財務諸表についての判断とは異なり、特に目立つこととして、サステ

ナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は資産及び負債の定義並びに認識規準の制約を受けないとされた。また、サステナビリティ情報を作成するため、作成者は一般目的財務諸表を作成する際に考慮するよりも長期にわたる財務上の影響を考慮しなければならなくなる旨が記載された。

6. また、IFRS S1 号の公開草案 BC72 項では、リスクの重大性（severity）は一般的には影響及び発生可能性で表現され、重要性（materiality）の判断を行う際に、発生可能性が低いものの潜在的に大きな影響を有するリスクを考慮することを企業に要求することになるとされた。その上で、以下のことを考慮するよう企業に要求することになるとされた。

 (1) 企業の活動が環境及び社会に与える影響並びに後者が企業価値に与える影響との間の関係
 (2) 時間の経過による仮定及び条件の変化
 (3) 潜在的に変化している一般目的財務報告の利用者の情報ニーズ

7. これに対し、当委員会は、次のコメントを行った。

 (1) 我々は、財務諸表に含まれる情報とサステナビリティ情報とでは、重要性の判断の結果（outcome）に差異が生じることになると考えている。これは、IFRS S1 号の公開草案第 6 項に記載のとおり、サステナビリティ情報は、将来に対する時間軸及び発生可能性に関して一般目的財務諸表において報告される情報よりも幅広い情報を含むことがあるためであり、特定の項目が「重要性がある（material）」かどうかに関する判断に差があるためではないと考えている。

 (2) 例えば、IFRS S1 号の公開草案 BC71 項に記載されているバリュー・チェーンを通じての相互作用の影響は、より長い時間軸で報告企業に影響がある可能性があるため、たとえ発生可能性が低い情報であっても、その情報はサステナビリティ情報として重要性がある（material）と判断され得ると考える。これは、当該情報が企業活動に影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会への洞察を与える可能性がある情報であり、一般目的財務報告の利用者に、企業のビジネスモデル並びにそのモデルを維持及び発展させるための戦略が依存するリソース及び関係を評価するための十分な基礎を提供するためである。

 (3) ISSB は、一般目的財務諸表において報告される情報とサステナビリティ情報との間における重要性の判断との違いについて、IFRS S1 号の結論の根拠に丁寧に説明すべきである。その上で、サステナビリティ情報に関する重要性（materiality）の判断

の行使にあたり留意すべき点がある場合、その点が明確になるように、IFRS S1 号の「本体」にその内容を反映することを提案する。

(4) また、IFRS S1 号の公開草案 BC72 項では、重要性の判断にあたり企業に考慮を求める事項が記載されているが、要求事項とするのであれば、こちらも IFRS S1 号の「本体」に記載すべきであることを提案する。

これまでの審議の概要

8. 本論点に関する第 8 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。

(1) IFRS S1 号の公開草案 BC72 項における、重要性の判断にあたり企業に考慮を求める事項について、規範性のないガイダンスとして公表する。

9. これに対して、事務局の提案に反対する意見は聞かれなかったが、IFRS S1 号の公開草案 BC71 項についても、前項(1)に記載した規範性のないガイダンスに含めるべきとの意見が聞かれた。

事務局による分析

10. 前述の第 4 項に掲げた IFRS S1 号の定めは、サステナビリティ開示の文脈においてどのように重要性を判断すべきかについて記載していると考えられる。当初、ISSB は、重要性の判断に関するガイダンスを別途作成することを想定していたが、検討の結果、IFRS S1 号の規範性のある部分において示したものと考えられる。

11. これらの内容は、当委員会がコメントした内容（前述の第 7 項参照）や、第 8 回サステナビリティ基準委員会において聞かれた意見（前述の第 9 項参照）にも対処したものとなっていると考えられる。

12. したがって、国際的な比較可能性を損なわないようにするためには、IFRS S1 号における重要性がある情報の識別及び開示に関する定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

13. なお、重要性の判断に関する規範性のないガイダンスについては、別途開発することを予定している。

（事務局による提案）

14. 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のように定めることが考えられるがどうか。

(1) 情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれるかどうかを評価するにあたり、それらの利用者の特性及び企業自身の状況を考慮しなければならない。

(2) 重要性の判断は企業に固有のものである。したがって、重要性についての統一的な量的閾値を特定することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはしない。

(3) サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある情報を識別するため、まず、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるサステナビリティ開示基準の要求事項を適用しなければならない。サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるサステナビリティ開示基準が存在しない場合、ガイダンスの情報源に関する要求事項を適用しなければならない。それらの情報源は、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連性がある場合がある指標、特定の産業に関連性がある場合がある指標、又は特定の状況において関連性がある場合がある情報（指標を含む。）を特定している。

(4) 本項(3)に従い識別した情報が、個別に又は他の情報と組み合わせて、企業のサステナビリティ開示全体の文脈において重要性があるかどうかを評価しなければならない。情報に重要性があるかどうかを評価するにあたり、定量的要因及び定性的要因の両方を考慮しなければならない。

(5) 結果が不確実な、将来起こり得る事象に関する情報に重要性があるかどうかを判断するにあたり、次のすべてを考慮しなければならない。

① 短期、中期及び長期にわたり、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する事象の潜在的な影響（「考えられる結果」という。）

② 考えられる結果の範囲及びその範囲内での考えられる結果の発生可能性

(6) 状況及び仮定の変化を考慮し、各報告日において重要性の判断を再評価しなければならない。個別の状況又は外部環境の変化により、過去の期間の企業のサステナビリティ開示に含まれていた一部の種類の情報が、もはや重要性がない場合がある。逆に、過去に開示されていなかった一部の種類の情報に重要性があるようになる場合がある。

文案

15. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント
① 本資料の第 14 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
③ 今後開発することを予定している、重要性の判断に関する規範性のないガイダンス（本資料の第 13 項参照）について、ご意見があればいただきたい。
④ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上